

スマート税関構想 2020

～貿易の健全な発展と安全な社会、そして豊かな未来を実現するために
世界最先端の税関を目指します～

令和2年6月

財務省関税局

<目 次>

はじめに	3
I. 中長期的に予想される環境変化	4
1. モノの流れ.....	4
2. ヒトの流れ.....	5
3. カネの流れ.....	6
4. 社会構造の変化／災害リスク等.....	6
5. 先端技術の進展.....	8
6. 国際治安情勢の変化.....	9
II. 税関業務の多様化・複雑化に伴う対応	10
1. 貿易円滑化の推進.....	10
2. 適正かつ公平な関税等の徴収.....	11
3. 安全・安心な社会の実現.....	12
III. 中長期ビジョン及び施策	13
1. Solution（利便向上策）	14
2. Multiple - Access（多元連携）	16
3. Resilience（強靱化）	19
4. Technology & Talent（高度化と人材育成）	21
我が国の未来のために	27

～ はじめに ～

税関は、「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」及び「貿易円滑化の推進」という三つの使命を果たし、貿易の健全な発展と安全な社会の実現に努めています。

これまでの税関を取り巻く環境は大きく変化しており、この30年間（昭和63年から平成30年まで）における状況を比較すると、貿易額は約2.8倍、輸出入許可件数は約5.5倍、収納額は約5.7倍、訪日外国人旅行者数は約13.2倍となっており、さらに、昭和63年には無かった経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）が平成30年には17本目も締結されるなど、様々な面で貿易の拡大が進んでいます。

また、時代は平成から令和にかわり、更なる貿易の拡大が進んでいる中、世界的に新型コロナウイルス感染症が流行し、日本においても、4月7日から5月25日までの間、政府は「緊急事態宣言」を発出し、外出の自粛や施設の使用制限等が要請されました。緊急事態宣言の解除後、自粛要請等は徐々に緩和され、社会経済の活動レベルは段階的に引き上げられているところですが、再度、感染が拡大する場合に備え、引き続き、感染の状況等を継続的に監視するとともに、「人と人との距離の確保」等の基本的な感染対策を継続しています。そして、来年には「2020年東京オリンピック・パラリンピック」が、2025年には「2025年日本国際博覧会」の開催が予定されているなど、税関を取り巻く環境は常に変化し続けています。

さらに、税関を取り巻く構造的な環境も、越境電子商取引の更なる進展、社会構造の変化等、今後も大きく変化し続けることが予想されています。

このような環境変化の中、関税局・税関は、税関業務の高度化・効率化を進めるとともに、利用者への一層の利便向上を図り、20年後、30年後も国民の期待に応えられるよう取り組んでいく必要があります。

また、将来における環境変化に対応していくためには、関税局・税関の職員一人ひとりが自らアイデアを出し、業務改善を考え、将来像について考えていく文化を醸成していくことが重要であると考えています。

このため、関税局においては、AI等先端技術も導入し、引き続き税関の三つの使命を適切に果たすとともに、国民の視点に立って、税関手続等における利便性の向上を図るなどにより、「貿易の健全な発展」、「安全な社会」、そして「豊かな未来」を実現する「世界最先端の税関」を目指すことを目的とした税関行政の中長期ビジョン「スマート税関構想2020」を取りまとめました。

なお、この取りまとめは、税関行政の中長期構想の第一歩であり、今後も環境変化の状況を把握し、また、諸外国税関の取組も参考にしつつ、検討を継続するとともに、必要な見直しを行っていきます。

I. 中長期的に予想される環境変化

1. モノの流れ

(1) 越境電子商取引の拡大

世界の越境電子商取引は、スマートフォン等の安価に入手できるデバイスの普及、インターネット人口の増加等により拡大傾向にあり、今後も市場拡大が予想されています。

また、越境電子商取引では、急増している SP 貨物¹が多く利用されています。

今後とも、我が国における越境電子商取引についても更なる拡大が予想されており、SP 貨物等により輸出入される貨物の小口化・個人化が進むとともに、税関における対応として、一層適正かつ迅速な通関を確保することが必要になるものと想定されます。

なお、現在の日本の越境電子商取引を巡る状況として、経済産業省の報告書²において、「インターネット人口の6パーセントしか利用されていない」とされており、理由として、国内の電子商取引で十分であることや言語の壁、送料の高さ、配送期間の長さといった点が挙げられています。このような状況が変わっていけば、越境電子商取引が一層増加していくものと見込まれます。

(2) EPA の締結及び FTA 比率の拡大

成長戦略フォローアップ³において、日本企業の国際展開支援のためのルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築として、経済連携交渉が掲げられており、多くの EPA の交渉が進められています。今後、新たな EPA の締結や FTA 比率⁴が拡大することにより、EPA 締結国との貿易が一層拡大することが

¹ 「SP 貨物」とは、輸出者（荷送人）の戸口から輸入者（荷受人）の戸口までの一貫輸送を基本とする貨物であり、国際エクスプレス貨物・国際宅配便といわれている小口急送貨物をいう。なお、SP は Small Package の略。また、世界の貿易において、貨物の輸送単位が従来のコンテナからスモール・パーセル（小包）へ変化する、パーセナリゼーションが起こったことに伴い、特に SP 貨物の伸びが大きくなっている。

² 経済産業省「平成 30 年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」

³ 成長戦略フォローアップ（令和元年 6 月 21 日閣議決定）

⁴ 「FTA」とは、自由貿易協定（Free Trade Agreement）のことで、関税やサービス分野の規制等を撤廃し、モノやサービスの貿易の自由化を図ることを目的とした協定。「EPA」とは、経済連携協定のことで、FTA の要素（モノ・サービスの貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定。

また、「FTA 比率」とは、日本の貿易総額に占める EPA/FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合（2018 年 51.6%）。

見込まれます。

(3) 船舶の大型化及び海上輸送網の構築

海上貨物においては、世界的にコンテナ船・バルク船の大型化の動きが見られており、また、国土交通省の港湾の中長期政策⁵において、主要港からの直航サービスを強化するとともに、国際コンテナ戦略港湾（京浜港・阪神港）の機能強化と国内外から集荷する取組等を通じて海上輸送網を構築することが掲げられていることから、将来的には貨物船の寄港港湾も含め、海上貨物の動向に大きな変化が起こる可能性があると考えられます。

2. ヒトの流れ

(1) 訪日外国人旅行者数の増加

政府は「観光先進国」への新たな国づくりに向けた「明日の日本を支える観光ビジョン」⁶において、2030年には訪日外国人旅行者数を6,000万人とする目標を掲げているほか、地方空港におけるゲートウェイ機能の強化やLCC就航促進、クルーズ船受入れの更なる拡充等、様々な取組を進めています。このため、今後、入国者数が一層増加するとともに、入国者が利用する空港や海港も増加することが予想されます。

また、クルーズ船については、国土交通省の港湾の中長期政策においても、「北東アジアのクルーズハブ」を我が国に形成し、日本列島全体をクルーズアイランドに進化させる施策が掲げられています。

なお、国際連合の「世界人口予測」⁷において、世界の人口は現在の77億人から2050年には97億人へ26%増加し、特に今後経済大国になると予想されているインド、ナイジェリア等に人口増加が集中するとされていることから、2030年以降も訪日外国人は増加していく可能性があると考えられます。

(2) 日本人の海外旅行者数の増加

日本人の海外旅行者数についても近年では増加傾向にあります。また、観光立国推進基本計画⁸において、日本人の海外旅行に出かけやすい環境を整え、国際相互交流の推進を図ることが掲げられており、日本人の海外旅行者

⁵ 国土交通省「港湾の中長期政策『PORT2030』」（平成30年7月）

⁶ 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月）

⁷ United Nations「World Population Prospects 2019」

⁸ 観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定）

数の目標を2020年に2,000万人⁹としています。このため、今後も日本人の出入国者数が増加することが予想されます。

3. カネの流れ

(1) 暗号資産の出現

一般的に、支払い手段として中央銀行が発行する法定通貨が前提とされてきましたが、昨今ではいわゆる暗号資産¹⁰ (Crypto-assets) と呼ばれる形態の決済機能を有し、かつ、デジタル情報技術を活用した資産が出現しており、世界において1,500種類以上の暗号資産が流通しているとの報告もあります。今後、法定通貨に代わり、暗号資産による貨物代金の支払いが一般化してきた場合、暗号資産をどのように課税標準として評価するのか、あるいは犯則調査において支払いの裏付けをどのように立証するのか、といった課題に直面する可能性もあると考えられます。

(2) キャッシュレス化の推進

現在、現金処理コストの削減による事業者の生産性向上、消費者の支払いの利便性の向上等を実現する観点から、政府を挙げてキャッシュレス化が推進されており、2025年6月までに、キャッシュレス決済比率¹¹を倍増し、4割程度とすることを目指す¹²とされています。

これに伴い、例えば、旅具通関における関税や消費税等の納税に関してもクレジットカードや二次元コードを利用したスマートフォンによる納税を可能とするなど、キャッシュレス化のための環境を整備する必要性が高まると考えられます。

4. 社会構造の変化／災害リスク等

(1) 総人口及び労働力人口の変化

今後の日本の総人口は長期にわたって減少が進むとみられており、国立社会保障・人口問題研究所によれば、2053年には1億人を割る見込み（出生中

⁹ 2019年の実績は、2,008万人に到達（出典：日本政府観光局（JNTO））

¹⁰ 「暗号資産」（仮想通貨）は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項第1号に「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」と規定。

¹¹ 民間最終消費支出に占めるクレジットカード、デビットカード及び電子マネーによる決済額の割合。2018年は24.1%。

¹² 成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）

位推計) となっています。また、2020 年から 2030 年にかけて、東京都及び沖縄県を除く 45 道府県で総人口が減少し、2030 年から 2035 年にかけて、全ての都道府県において総人口の減少が予想されています¹³。

また、同研究所によれば、少子高齢化の進展に伴い 15 歳から 64 歳の生産年齢人口は 2018 年には 7,516 万人（総人口に占める割合は 59.6%）であったものが、2040 年には 5,978 万人（53.9%）にも減少することが推計（出生中位推計）されています。

その一方で、地域の実情に応じた幼児教育・保育・子育て支援の充実や結婚・出産の希望が実現できる環境の整備等、少子化に対処するための様々な施策が講じられており¹⁴、今後の総人口の動向に注視する必要があります。

さらに、定年の引上げや廃止などの動きも見られており、日本の労働力人口の構成が変化していくことが考えられます。

今後、総人口及び労働力人口の変化に伴い、各地域の経済情勢に変動が生じた場合、貨物の輸出入に利用される港湾や空港、さらには、当該港湾や空港に往来する外国貿易船や外国貿易機に影響することが考えられます。

(2) 働き方改革

働き方についても変化が起きています。ワークライフバランスへの意識の高まりにより、フレックスタイム制やテレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス勤務等）といった時間と場所を超えた多様な働き方が可能となるような環境整備が官民間問わず進められています。また、RPA（Robotic Process Automation）と呼ばれるデスクワークの自動化・効率化を図る先端技術を活用することで、単純業務の作業時間を短縮し、職員の活躍の場をその他の業務に広げるなど、働き方が一層変わっていくものと考えられます。

(3) 災害リスク等への備え

日本は、台風、大雨、洪水、地震、火山噴火などによる災害を受けやすい国土であり、今後とも、災害リスクに備えることが重要です。

なお、地震については、地震調査研究推進本部によると、マグニチュード 7 程度以上の地震（千島海溝、日本海溝、相模トラフ、南海トラフ）が今後 30 年の間に 70% 程度以上の確率で起こるとされています¹⁵。

また、国内外における新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国際物流や訪日外国人旅行者数等に大きな影響が出ています。税関においては、

¹³ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成 29 年推計）

¹⁴ 内閣府「平成 30 年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況（令和元年版少子化社会対策白書）」（令和元年 6 月）

¹⁵ 地震調査研究推進本部「主な海溝型地震の評価結果（地震発生確率）2019 年 2 月 26 日公表」

このような状況においても適切に業務を遂行しつつ、職員の安全を確保することが重要であり、このような感染症に備えていく必要があります。

5. 先端技術の進展

(1) AI 等先端技術の活用

政府は、AI、ロボット、ビッグデータ解析技術、分散台帳技術（ブロックチェーン）等、AI 等先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会として「Society5.0」¹⁶の実現を目指しています。

税関においても、先端技術を積極的に活用し、「貿易の健全な発展」、「安全な社会」、そして「豊かな未来」の実現に役立てていくことが重要と考えます。

(2) 5 G のサービス開始

通信技術についても、成長戦略フォローアップにおいて、2020 年度末までに全都道府県で 5 G（第 5 世代移動通信システム）サービスを開始することが目標に掲げられており、大きな進展が見込まれます。また、5 G の技術的特性である「超高速・多数同時接続・超低遅延」が実現すれば、同時に大量のデータをやり取りすることが可能となるばかりでなく、例えば、超高解像度の映像送信により、より円滑かつ正確に複数の地点の間で同時にコミュニケーションを取ることが可能になるものと期待されます。なお、2030 年頃に 6 G の導入が見込まれており、官民においてその導入に向けた取組が行われています。

(3) 貿易分野への分散台帳技術の活用

分散台帳技術（ブロックチェーン）は、データの改ざんが困難であり、取引内容の追跡や関係者間での情報共有が可能となるといった特徴のある新しい技術であるため、海外の港湾や企業において、貿易分野に活用する動きが見られます。

貿易分野における当該技術の活用が進展し、サプライチェーン上の企業間における貿易手続において当該技術が活用され、税関へそのデータが共有される場合、当該技術は税関にとっても有効なものとなる可能性があります。

¹⁶ 「Society5.0」とは、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)であり、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すものとして、第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年 1 月 22 日閣議決定)において提唱されている。

6. 国際治安情勢の変化

(1) 継続する国際テロの脅威

公安調査庁の「内外情勢の回顧と展望」（令和2年1月）によれば、国際テロの脅威は依然として続いており、海外では大規模国際イベントに際したテロ事件が発生し、また、テロ計画の摘発事案も続発していることから、テロへの注意を要する状況は継続するものと考えられます。また、テロの態様として、ヒトの殺傷や器物の損壊を目的としたテロ行為だけではなく、業務の妨害、機密情報の搾取等を狙ったサイバーテロ（サイバー攻撃）もあり、国内外において常態化していると言われています。

安全・安心な社会の実現のため、税関は、今後も、テロの情勢に注視する必要があります。

(2) 北朝鮮による密輸の巧妙化

税関は、北朝鮮による核実験実施、弾道ミサイルの発射等を受けた対応として、北朝鮮籍船舶の入港禁止及び北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止の措置、北朝鮮を仕向地とするすべての貨物の輸出禁止措置等を水際で担保するという重要な役割を担っています。また、これらの制裁が維持される中、北朝鮮は、「瀬取り」により、洋上で石油製品等を密輸するなど、手法を巧妙化して物資・外貨の調達を継続しているとの報告¹⁷もあることから、税関は、今後もこれらの動きを注視していく必要があります。

(3) 国際犯罪組織の活発化及び犯罪の巧妙化

警察庁「令和元年警察白書」において、薬物密輸入事犯の状況として、国際的なネットワークを有する薬物犯罪組織が、アジア・太平洋地域において覚醒剤の取引を活発化させていることや、来日外国人による密売ルートが根強く存在していることについて指摘されています。また、来日外国人で構成される犯罪組織については、より巧妙かつ効率的に犯罪を敢行するため、様々な国籍の構成員が役割を分担するなど、多国籍化しているものや、暴力団と連携する例も報告されています。加えて、我が国の国際化による経済社会構造の変化等に伴い、国際犯罪組織の国内への侵入・浸透が一層容易になる事態も想定されることから、税関における水際取締りの役割がますます重要になると考えられます。

また、国際犯罪組織やテロ組織への資金の流れを断つことがこうした組織

¹⁷ 公安調査庁「内外情勢の回顧と展望」（令和2年1月）

の弱体化につながることから、マネーロンダリング（資金洗浄）やテロ資金への対策が国際社会の課題となっています。

税関は、今後も関係機関と連携しつつ、このような国際犯罪組織の動向を注視する必要があります。

II. 税関業務の多様化・複雑化に伴う対応

税関は、取り巻く環境に変化があったとしても、引き続き3つの使命（「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」、「貿易円滑化の推進」）を適切に果たすことが重要です。

しかしながら、I. で考察した環境変化を見据えると、税関の3つの使命そのものには変わりはないとしても、これまで税関が軸足を置いていた業務に加え、業務の多様化・複雑化により、新たな対応が必要となることがあると考えられます。

このような観点から、将来的に、多様化・複雑化する税関業務について、比較的新しい対応が必要になると考えられる順（「貿易円滑化の推進」、「適正かつ公平な関税等の徴収」、「安全・安心な社会の実現」）に考察を行いました。

1. 貿易円滑化の推進

現在、関税局・税関は、貿易円滑化を推進するため、国際物流におけるセキュリティを確保しつつ、AEO 制度の推進や IT 化等を通じて、通関手続を一層効率化・迅速化し、利用者の利便性の向上を図っています。また、EPA 交渉等を通じて、多角的自由貿易体制を維持・強化し、我が国の経済の成長に貢献しています。I. の環境変化を踏まえた対応として、以下のことが考えられます。

(1) 環境変化に対応した貿易円滑化の確保

貿易円滑化の推進を図るため、これまでも予備審査制、AEO 制度、輸出入申告官署の自由化¹⁸など各種施策を講じてきていますが、上記 I の 1. 「モノの流れ」、2. 「ヒトの流れ」又は 4. 「社会構造の変化／災害リスク等」にあ

¹⁸ 「予備審査制」とは、貨物が本邦に到着する前に予め税関に予備的な申告を行い、税関の審査を受けておくことができる制度。

「AEO 制度」とは、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関が承認・認定し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度。

「輸出入申告官署の自由化」とは、貨物が蔵置されている場所を管轄する税関官署に対して輸出入申告を行うことを原則としつつ、AEO 事業者については、いずれの税関官署においても輸出入申告を行うことを可能とする制度。

るような変化が生じて、引き続き貿易円滑化を確保していくことが重要です。

このため、必要な方策について、上記Ⅰの5.「先端技術の進展」にあるような技術の活用も視野に入れつつ、中長期的に検討を進めることが重要と考えられます。

(2) EPA 税率の適用における利用者利便の向上

下記2. 適正かつ公平な関税等の徴収の(1)にあるとおり、これまで以上に輸入貨物に EPA 税率を適用することが標準的になることが予想され、EPA 税率の適用にあたり必要となる情報を輸出入者へ適切に提供していくなど、利用者利便を一層向上させるような方策を講じていく必要があると考えられます。

また、政府として、TPP 等を契機に、EPA の利用を通じて、大企業に限らず中堅・中小企業の輸出参加を促し、工業品だけではなく、農産品・食品も、そしてモノの輸出だけではなくコンテンツやサービスなども積極的に海外へ展開する「新輸出大国」を目指すこととしています¹⁹。

税関においては、特に原産地規則等に関する知見が蓄積されていることから、積極的に EPA の利用促進（輸出者支援）に貢献していくことが重要であり、ひいては、これが産業振興につながるものと考えられます。

(3) 観光立国への更なる貢献

上記Ⅰの2.「ヒトの流れ」にあるように、訪日外国人旅行者数の増加に備え、出入国の一層の円滑化に繋がる施策を講じ、観光立国へ更なる貢献をしていくことも重要と考えられます。また、上記Ⅰの3.「カネの流れ」にあるように、キャッシュレス化のための環境整備に取り組むことも重要になるものと考えられます。

2. 適正かつ公平な関税等の徴収

税関は、関税・消費税等あわせて約 9.1 兆円すなわち国税収入の約 14.2% に相当する額を徴収する歳入官庁として、適正かつ公平に関税等を徴収しています。Ⅰ. の環境変化を踏まえた対応として、以下のことが考えられます。

¹⁹ 総合的な TPP 等関連政策大綱（令和元年 12 月 5 日 TPP 等総合対策本部決定）

(1) EPAに係る適用税率の確認への対応

近年、TPP11 協定や日 EU・EPA²⁰といったメガ EPA が発効したほか、RCEP²¹ といった交渉中のメガ EPA もあり、今後、上記 I の 1. 「モノの流れ」にあるように、新たな EPA の締結及び FTA 比率の拡大が進むと、これまで以上に輸入貨物に EPA 税率を適用することが標準的になることが予想され、適用税率を確認すべき対象がより一層拡大していくものと想定されます。

具体的には、適用税率の確認にあたっては、輸入する貨物が相手国の原産品であるか否かについて確認するため、輸入通関時の審査、輸入通関後に書面で情報提供を求める事後確認、又は輸入者の事業所を訪問して行う事後調査を実施しているところ、特にこれらの業務が増大するものと考えられます。

また、一部の EPA においては、輸出相手国の税関当局から原産品であるか否かについての確認のための情報を日本税関に要請を行うことができる旨の規定があり、これらに対する対応が増大することも予想されます。

(2) 脱税対策及び不正還付対策の一層の強化

近年、消費税の脱税を目的とした金地金の密輸が後を絶たないことや、令和元年 10 月に消費税率の引上げがあったことを踏まえると、徴税官庁としての役割は一層重要になっていくものと考えられます。

また、輸出時の消費税還付を悪用した事案に対しては、国税庁とも連携しつつ、引き続き適切に対応する必要があると考えられます。

3. 安全・安心な社会の実現

税関は、不正薬物・銃砲等の密輸阻止及び我が国におけるテロ行為等を未然に防止することにより「世界一安全な国・日本」を築くため、安全・安心な社会の実現に努めています。また、商標権等の知的財産を侵害する物品を取り締るとともに、食品衛生法、家畜伝染病予防法等の関税法以外の他の法令により輸出入が規制されている貨物についても税関が水際で確認しています。I. の環境変化を踏まえた対応として、以下のことが考えられます。

²⁰ 「TPP11 協定」とは、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP)」のことであり平成 30 年 12 月 30 日発効済。「日 EU・EPA」とは、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定 (Japan-EU Economic Partnership Agreement (EPA))」のことであり、平成 31 年 2 月 1 日発効済。

²¹ 「RCEP」とは、「東アジア地域包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership)」の略。

(1) テロ対策及び北朝鮮制裁措置の実効性確保

テロ関連物資の流入阻止、北朝鮮制裁措置の水際での実効性確保については、国際治安情勢等の動向に引き続き注意を払い、これまで以上に国内外の関係機関と連携しながら的確に税関の役割を果たしていくことが重要です。

(2) 密輸手口の巧妙化及び国際犯罪組織への対応

覚醒剤をはじめとする不正薬物に関しては、令和元年の押収量が3トンを超えたほか、知的財産侵害物品についても輸入差止件数が高水準で推移している状況にあります。また、上記Ⅰの6.「国際治安情勢の変化」にあるように、密輸手口の巧妙化や国際犯罪組織の動向を踏まえると、安全・安心な社会の実現を図るため、税関が果たす役割は益々重要になっていくものと考えられます。また、ワシントン条約に該当する動植物や偽造在留カードの密輸入事犯など、不正薬物や知的財産侵害物品以外の違法物品の摘発もなされており、一層効果的かつ効率的な水際取締りが求められていくものと考えられます。

(3) 輸出における取締りの強化

不正輸入に加えて、盗難自動車の不正輸出事犯や仕向地を偽って北朝鮮向けに不正に輸出する事案が摘発されているほか、マネーロンダリング・テロ資金対策の重要性に対する認識も高まっていることから、輸出面においても、これまで以上に国内外の関係機関と連携しつつ、水際取締りの強化に対する社会的要請に適切に応える必要があります。

Ⅲ. 中長期ビジョン及び施策

これまで考察してきた税関を取り巻く環境の変化及び税関業務の多様化・複雑化に伴う対応を踏まえ、「貿易の健全な発展」、「安全な社会」、そして「豊かな未来」を実現するための中長期ビジョンを、以下のように4つのキーワード毎に整理しました。

● Solution (利便向上策)

貿易関係事業者や旅客等へ、税関手続におけるコンプライアンスや利便性の向上を図るためのソリューションを提供することにより、一層適正かつ迅速な通関を確保することを目指します。

- Multiple - Access (多元連携)
関係機関、貿易関係事業者等との情報連携を拡大・強化し、水際取締りの強化と貿易円滑化の両立を一層進展させることを目指します。
- Resilience (強靱化)
社会構造の変化や災害リスク等に備え、税関手続における利便性を確保しつつ、税関行政を持続・発展させていくことを目指します。
- Technology & Talent (高度化と人材育成)
税関業務に AI 等の先端技術を積極的に取り入れ、税関手続における新たな利便性の創造や一層の効果的・効率的かつ先進的な取締りの実現等、業務の高度化を目指します。また、先端技術の活用に合わせて人材育成、業務そのものの見直し及び職場環境の改善を目指します。

また、上記4つの中長期ビジョンを実現するために取り組むべきと考える各種施策について、キーワード毎に下記のとおり整理しました。

なお、各種施策について、概ね1年から3年程度で取り組む施策を短期的な施策とし、それよりも長い期間（最長で10年程度）にわたって取り組む施策を中長期的な施策としております。

1. Solution (利便向上策)

貿易関係事業者や旅客等へ、税関手続におけるコンプライアンスや利便性の向上を図るためのソリューションを提供することにより、一層適正かつ迅速な通関を確保することを目指します。

(中長期的な施策)

(1) 税関手続の一層のデジタル化

- ① 税関手続は、商業貨物分野においてはシステム化が進められ、関係省庁の手続を含めワンストップ・ワンスオンリーが実現しています。

同様に、入国時の税関検査体制においても、Eゲート（税関検査場電子申告ゲート）の導入に伴い、これまで紙ベースで提出を求めていた携帯品申告書のデジタル化が進展しています。

今後とも、出入国在留管理庁などの関係省庁との必要な連携・情報共有の強化による協力を模索しつつ、入国旅客に係る税関手続の一層のデジタル化に努めます。

- ② 現在、書面による申請又は処分通知となっている手続（例えば、減免税手続や入国の別送品手続）について、可能な限りデジタル化を図るべく不断の検討を行います。
- ③ また、権利者等における利便性向上の観点から、知的財産侵害疑義物品に係る認定手続についても、一層のデジタル化に向けて検討を行います。

(2) 相談対応の利便性の更なる向上

税関と利用者の接点である税関相談において、利用者の利便性の更なる向上を図っていくため、土日、夜間等における対応を含めた日時にとらわれない相談チャンネルとして、自動応答プログラム等の活用による質問相談への対応策について検討していきます。

(3) 越境電子商取引への対応

今後、越境電子商取引が更に進展し、迅速な引取りが求められる SP 貨物や国際郵便物の更なる輸入増加が見込まれることから、効果的・効率的な水際取締りを実施しつつ、利用者の利便性向上を図っていくため、一層適正かつ迅速な通関の確保を目指します。

水際取締りと迅速通関との両立を図る必要があることから、例えば、税関検査場における貨物の検査工程のオートメーション化等による検査の効率化・強化、SP 貨物等の小口貨物に特化した申告や事前電子情報の入手・活用を通じた検査等の効率化・強化あるいは体制の整備も含め、幅広く対応策を検討していきます。

(短期的な施策)

(1) Eゲート用アプリの改善及び利用向上のための周知

利用に際しては申告用アプリのダウンロードが必要となることから、一層の周知に努めるとともに、アプリを使い勝手がよいものに改善します。

また、アプリを利用できない旅客であっても、到着空港の税関検査場に設置している端末を利用して電子的に申告手続を行った上で、Eゲートを利用することを可能とします。

さらに、対象空港の拡大のみならず、対象を外国人にも拡大したことを踏まえ、外国人への周知についても積極的に取り組み、訪日外国人のストレスフリーな入国環境の整備に貢献していきます。

(2) 納税のキャッシュレス化

現在、政府を挙げてキャッシュレス化が推進されており、今後は、関税や消費税等の納税に関しても利用者利便の向上を図るべく、例えば、クレジットカードや二次元コードを利用したスマートフォンによる納税を可能とするなどキャッシュレス化への対応について検討します。

(3) EPA の利用支援

自己申告制度では、輸出入者自身が原産地証明を行うため、EPA 税率の適用に求められる適切な知識を備えておく必要があります。さらに、経済連携協定（EPA）の締結が進む中、我が国輸出者が輸出相手国からの検証に応じるケースの増加も見込まれます。税関においてはこれまで培った原産地規則等に関する豊富な知見もあることから、これまで取り組んできた事前教示への対応に加え、輸出入者が必要とする支援を行うことにより EPA 利用支援を通じた貿易円滑化に貢献します。

具体的には、支援ニーズの把握、適切な体制の整備、情報発信及び質問・相談対応の充実等に取り組めます。

(4) 税関ホームページの改善

税関手続等の利用者へ、関税率、通関手続の案内等を提供する税関ホームページについて、一層利用者にとって見やすく、必要な情報が容易に検索・入手できるよう当該ホームページのコンテンツや機能等の改善をします。

2. Multiple - Access (多元連携)

関係機関、貿易関係事業者等との情報連携を拡大・強化し、水際取締りの強化と貿易円滑化の両立を一層進展させることを目指します。

(中長期的な施策)

(1) 関係機関との更なる連携

① 上記1. Solution (利便向上策) に掲げた施策を実現するとともに、テロ関連物資や不正輸出入の取締強化、脱税対策や消費税の不正還付対策を図る観点から、出入国在留管理庁、警察、麻薬取締部、国税庁等の関係機関との間でこれまで以上に積極的な情報共有を行い、情報収集の強化に努めます。また、知的財産侵害物品の取締り及び他の法令により輸出入が規制された貨物の確認においても、引き続き当該法令を所管する関係省庁と連携して対応していきます。

② Eゲートの一層の活用を検討していますが、こうした手続について、出入国在留管理庁等の関係省庁との情報連携を図る際は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等も踏まえつつ、情報共有の在り方について検討します。

なお、短期的に取り組むことのできるEゲート用アプリの改善及び利用向上のための周知については随時進めていきます(1.Solution(利便向上策)の短期的な施策(1)参照)。

③ 新たな潮流として、例えば、密輸を含む薬物犯罪において、いわゆる、ダークウェブと呼ばれるサイトが取引に活用されている事例があります。税関としても、警察、麻薬取締部等の関係省庁と巧妙化する密輸手口等の情報を共有し、合同で調査を実施するなど、連携して対応していきます。

④ 近年、覚醒剤等の多量密輸事案に海上コンテナ貨物が利用されている事例があり、大型X線検査装置を積極的に活用するなど、海上貨物に対する取締りを強化する必要がある一方、円滑な通関にも努める必要があります。このため、港湾を所掌する国土交通省等との連携を強化し、各港湾の開発・発展状況に対応した大型X線検査装置の先進的な活用方法等を検討していきます。

(2) 事業者との更なる連携

① 安全・安心な社会の実現及び適正かつ迅速な通関を確保する観点から、下記施策について、取り組んでいきます。

イ AEO事業者による法令遵守と貨物のセキュリティ確保に係る自主的な取組を尊重しつつ、AEO制度の利便性向上及び運用の透明化を推進することにより、AEO制度の利用拡大を図るとともに、海外の取組事例等も踏まえ、AEO事業者とのパートナーシップを強化していきます。

ロ 保税分野において自主管理方式の利点を活かしつつ的確な取締りを行うこと等が重要であり、保税業務の関係者等、貿易関係事業者における物的・人的コンプライアンスの状況の把握等に努めていきます。

ハ また、運送業・旅行業等の各種業界団体と税関は一定のパートナーシップを築いてきているところですが、これらの各種業界団体と新たに定期的な意見交換を行うなど、これまで以上にパートナーシップを強化していきます。

- ② 越境電子商取引に関与する様々な業態のうち、現状、運送業者や通関業者とはパートナーシップを結んでいます。将来的には、利用者の利便性向上の観点も踏まえた上で、これまでの枠組みに囚われることなく、電子商取引プラットフォーム事業者ともパートナーシップを結ぶことで、事前情報を一層充実させ、通関がより円滑なものとなるよう検討します。

(3) 大学等との連携

大学等の研究機関とは、これまでも大学委託研修制度等を通じた職員派遣といった協力がなされていますが、将来的には、例えば、合同研究を通じて先端技術の活用策を検討していきます。

(4) 外国税関等との更なる連携

- ① 国際貿易における合法的なヒト、モノ、カネの流れに対して、シームレスな環境を提供するためにも、上記(1)から(3)までのパートナーのほか、外国の税関や関係取締機関等との協力の深化を図ります。

- ② また、諸外国や世界税関機構(WCO: World Customs Organization)等の国際的な枠組みにおいては、先端技術の活用等の税関の将来に向けた国際協力や施策の検討も進められており、引き続き情報収集を行い、国際協力について模索していくとともに、我が国の施策の発信や議論への貢献に努めます。

- ③ 特に AI をはじめとする先端技術の進展や活用において直面する課題(例えば、暗号資産への対応における課題、学習データの確保や先端技術に係る人材育成の在り方等)については、可能な限り日本側の経験を共有しつつ、相手国の経験や課題克服に向けた取組に関する情報の入手に努めます。

(短期的な施策)

(1) 情報収集の強化

税関では、貨物や旅客に係る事前情報を入手・活用するとともに、テロ対策等のための情報収集を強化しています。これらの情報については、一層迅速かつ適切な入手・活用に努めるとともに、引き続き取得情報の拡充に取り組んでいきます。例えば、航空旅客に関する事前情報の入手について、関係国等との間で協力を進めていきます。また、船舶旅客に関する事前情報について、更なる情報の充実化が期待されており、WCOにおけるクルーズ船の取

締りに係る議論に参画していきます。

(2) 情報収集の更なる効率化

インターネット上の情報を自動収集するためウェブクロール技術の検証を進めるとともに、新たな技術の活用も検討していきます。また、情報収集の更なる効率化のため、情報共有における関係省庁との連携強化（情報の共有方法の改善や新たな情報の共有）も図っていきます。

(3) 協力関係強化のための環境整備

税関当局間の協力関係強化のため、積極的に会議や意見交換、技術協力等を実施しています。物理的な移動を伴う会議や意見交換等は時間的・予算的な制約が生じるため、テレビ会議システム等を配備することにより、更なる協力関係強化を実現するための環境整備を行います。

3. Resilience (強靱化)

社会構造の変化や災害リスク等に備え、税関手続における利便性を確保しつつ、税関行政を持続・発展させていくことを目指します。

(中長期的な施策)

(1) 災害等非常時に強いシステムの検討

我が国は地震や台風などの自然災害が多いことから、不断の備えが必要となります。現在ほぼすべての輸出入申告がシステム処理されており、災害発生時の通関システムへの影響を最小限にとどめるための対策が既に講じられています。新たな技術の動向にも注視し、より強靱化に向けた不断の検討を行います。

(2) 海岸線等の監視取締りにおける先端技術の活用

今後の総人口及び労働力人口の変化に伴い、地方都市における地域経済が変動した場合、定期的に往来する外国貿易船や外国貿易機の動向にも影響するものと考えられ、地方の港や空港においては、限られたリソースを活用してより効率的かつ効果的な取締りを確保することが求められることとなります。

このような環境変化に柔軟に対応するため、海岸線等における監視取締りについて不断の工夫に努めるとともに、無人航空機（いわゆる「ドローン」等）といった先端技術や衛星情報について、その技術の進展状況や国内外の

関係機関における活用状況等に注視しつつ、これらの技術を活用した監視取締りの高度化・効率化について検討していきます。

(3) 審査・検査の在り方の検討

輸出入申告の動向の大きな変化や災害による物流への影響等が生じた場合においても、税関による統一的運用及び適正かつ円滑な通関を確保していくという点も重要であり、そのための方策を検討していくことが必要と考えられます。

このため、今後も環境の変化に注視しつつ、その方策について継続的な検討を行います。

(短期的な施策)

(1) 被災等への備え

- ① 地震や台風による最新の被災情報、その他不測の事態等の情報について、AIを使用した情報収集サービスによりリアルタイムに収集し、迅速な対応に繋がれるよう、当該サービスの活用の可能性について検討を行います。
- ② 関税局・税関では、過去の地震や台風による被災等における対応について経験等の共有を行っています。既に各税関においても業務継続計画（BCP：Business Continuity Planning）を策定していますが、新型コロナウイルスのような感染症の感染拡大への対応も含め、各税関のBCPを適時に更新していきます。
- ③ 被災によるシステムダウンに備え、マニュアル対応に備えた訓練を定期的に行います。
- ④ また、各税関で保存されている書類について、一部電子的に保存されていないものもあることから、可能な限り電子化を図り、被災に伴う散逸リスクを低減させます。

(2) 柔軟な働き方のための環境整備

これまでも、働き方改革へ対応するためにフレックスタイム制やテレワーク等の導入をしてきましたが、新型コロナウイルス感染症流行の経験を踏まえると、これまで以上に災害時等においてもより柔軟な働き方を可能とすべきと考えられます。今後、リモートアクセスが可能となる機能（シンクライ

アント) を活用して、より多くの職員が自宅の端末から税関システムに接続することができるよう、当該機能の改善を図り、接続可能な端末の数を増やすなど、テレワークの環境を強化します。また、電子的に保存されていない書類を電子化し、自宅等からの必要な情報へのアクセスを容易にするなど、テレワークにおける業務効率の向上に努めます。

4. Technology & Talent (高度化と人材育成)

税関業務に AI 等の先端技術を積極的に取り入れ、税関手続における新たな利便性の創造や一層の効果的・効率的かつ先進的な取締りの実現等、業務の高度化を目指します。また、先端技術の活用に合わせて人材育成、業務そのものの見直し及び職場環境の改善を目指します。

(中長期的な施策)

(1) 先端技術の積極的な導入・利活用

① 関税局・税関において、各種先端技術の取込みに向けた研究を進めています。

単に業務を技術で置き換えるだけではなく、業務見直しも含めた業務最適化を図る必要があります。また、業務最適化と合わせ、今後、越境電子商取引の拡大等に伴う輸出入申告件数のさらなる増加、政府方針に基づく訪日外国人旅行者数のさらなる増加が見込まれる点に最大限留意しつつ、税関の人的リソースや予算の再配分も検討していきます。

② AI は、画像、テキスト等のデータを大量かつ高速で処理、分析することが可能で、業務の高度化・効率化等を図ることが期待されるため、下記(短期的施策の(1)①及び②)の取組だけでなく、他にも活用できる分野がなにか広範囲に模索していきます。

③ WCO の報告書²²において、以下のように、各種先端技術の税関業務への活用の可能性について言及されています。

今後の WCO における先端技術についての調査や諸外国税関における活用又は実証実験等の取組状況を注視しつつ、日本の税関業務への活用の可能性についても、探求を続けます。

イ 分散台帳技術 (ブロックチェーン)

²² WCO 「Study Report on Disruptive Technologies」(令和元年6月)

ブロックチェーンの税関手続への活用により、適法な手続の確保、貿易円滑化、不正の摘発等に役立てることが考えられます。

その一方で、当該技術により、どこまで違法取引や脱税等を防ぐことができるのかという点については、当該技術の活用にあたり検討が必要と考えられます。仮にブロックチェーンのネットワークに偽りの情報を入力した場合、その情報が事実として認識されてしまうといった欠点も指摘されています。

ロ IoT (Internet of Things : モノのインターネット)

国際物流において、IoT は、例えば、物流事業者がリアルタイムで輸送中の商品の個数や状態を把握する場合や、貿易関係事業者が商品の所在を追跡する場合に活用されています。

このIoTのネットワークに税関が参加することで、税関がサプライチェーン上の様々な情報を入手することが可能になり、例えば、税関において、貨物の過不足を事前に把握するなど、不規則的に生じる事案に対応することが可能になると考えられます。

また、IoTにより収集・蓄積される情報をビッグデータとして解析に活用することも考えられます。

ハ ドローン

米国やドバイの税関では、既に調査や監視目的でドローンを活用しており、国境や海上の監視等に効果的と言われていています。なお、諸外国ではドローンを利用した密輸入が起こっており、この密輸防止策についても検討が進められています。

ニ 仮想現実、拡張現実及び複合現実

仮想現実、拡張現実又は複合現実の技術を活用することにより、例えば、ある税関職員が行なった携帯品や貨物の検査の映像を他の職員に提供することや、コンテナや船舶等の検査する環境を投影し、税関職員の訓練に利用することなどが考えられます。

- ④ 模倣品対策として、民間企業においてAIを活用して商標の真贋判定を行うことも実現されているという情報もあることから、そのような民間企業における先端技術の活用の取組を注視しつつ、税関の知的財産侵害物品の取締り等に有益なAIの活用方法についても検討していきます。

また、IoTを体現するサービスの一つとして、スマートフォン等から自

動車等の複数の乗り物（レンタカー、鉄道、バス、航空機等）の予約と決済を一括で行うことを可能にする MaaS（Mobility as a Service）というサービス²³が生まれています。例えば、将来、旅客や貨物に係る税関手続きがこのようなサービスに組み込まれ、人・モノの移動に付随する情報が官民で共有されれば、一層円滑に移動・運送ができる可能性もあることから、こういった新しいサービスの動向にも注視していきます。

- ⑤ 今後、AI 等の先端技術の導入にあたっては、業務効率化や職員の多様な働き方を実現することを念頭に検討を行うことが考えられますが、現行の業務をどこまで人が担い、どこを技術に担わせるのか、更にはどこをアウトソーシングするのかという観点からも検討を行っていきます。

また、AI の活用において、過度に依存したり、悪用して人の意思決定を操作したりしないこと、個人の行動等に関するデータを利用するにあたり、個人の自由、尊厳、平等が侵害されないよう、プライバシーを確保すること等、AI を適正に利用する上で留意すべき事項が「人間中心の AI 社会原則」²⁴として定められています。税関における AI の活用にあたっては、これらに十分留意していきます。

(2) インフラの整備

- ① 先端技術の活用の際し、データセキュリティを確保するため、自前でサーバー等を調達する場合、コスト面での課題が生じることが想定されますが、クラウドサービスを活用した場合、運用負荷の低減や費用の削減を図れる可能性があります。

また、社会全体で、多方面にわたり、クラウドサービスの利用が増加していること、「デジタル・ガバメント実行計画」²⁵において、行政機関はクラウドサービスの利用を徹底することとされていること等を踏まえ、先端技術の活用の検討に併せて、クラウドサービスの活用の在り方についても検討していきます。

²³ フィンランド、ドイツ、スウェーデン等において、民間独自又は官民が連携し、導入しているサービスであり、サービスを提供する範囲は、都市内、都市間又は国際間輸送と様々。

²⁴ 総合イノベーション戦略推進会議決定「人間中心の AI 社会原則」（平成 31 年 3 月 29 日）

国や自治体をはじめとする我が国社会全体、さらには多国間の枠組みに関する原則であり、7つの項目（①人間中心の原則、②教育・リテラシーの原則、③プライバシー確保の原則、④セキュリティ確保の原則、⑤公正競争確保の原則、⑥公平性、説明責任及び透明性の原則、⑦イノベーションの原則）が掲げられている。

²⁵ 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年 12 月 20 日閣議決定）

- ② 一部官署にはX線 CT スキャン検査装置²⁶を導入しており、こうした先端技術を使用した取締・検査機器の充実も重要と考えられます。今後も、機器の更なる有効活用と並行して、各国税関当局等の動向を注視しつつ、こうした先端技術を使用した機器の導入・活用について不断の研究、検討を行っていきます。

(3) 業務改革 (BPR) ²⁷の検討

新たな技術の導入に伴い、業務を技術に置き換えるだけではなく、現状の業務フローについても見直していき、業務最適化を図っていく必要があります。

例えば RPA 等先端技術の導入や業務のシステム化に際しては、業務フローを分解し、書き出す必要があります。副次的な効果として業務の見える化が図られます。このため、業務を先端技術等に置き換える過程において、必要に応じて業務フローの見直しを行います。

(4) AI やシステムに関する技術支援

将来的に AI が日本の税関業務関連システムに実装されれば、当該技術を踏まえた途上国税関に対するシステム支援が可能となり、対象税関の更なる効率化及び利便性向上に繋がる可能性があります。さらに、AI の利活用のためには AI を使いこなすことのできる人材の育成が欠かせないことから、必要な技術支援について検討していきます。

(短期的な施策)

(1) 先端技術の積極的な導入・利活用

① ビッグデータの AI 解析

税関では過去の輸出入申告等について膨大な情報を蓄積しています。このビッグデータを AI に学習・解析させ、通関審査支援や事後調査における調査先選定の支援への試行的な活用を開始します。

② AI による X線検査画像審査支援

AI に貨物の X線画像データを大量に学習させることで、X線検査画像審査を支援することが期待されています。現場での本格的な活用に向け、学

²⁶ 「X線 CT スキャン検査装置」とは、CT 技術 (computed tomography : コンピュータ断層撮影) により、全方向からの透過画像と断面画像情報を得ることができる機器。

²⁷ 「BPR」とは、Business Process Re-engineering の略で、業務フローを分解、各業務プロセスの可否等を再検証することによる業務フローの再構築を目的とした見直し手法。

習を継続し精度を高め、業務の高度化・効率化等を図ります。

③ RPA (Robotic Process Automation)

RPA は、データの入力・転載作業等、定型的かつ反復性のある業務に活用することで、当該業務の自動化・効率化を図ることが期待されていることから、全国の税関に RPA を導入するとともに、対象業務の拡大を図ります。

④ NQR 装置（覚醒剤隠匿探知装置）²⁸

不正薬物の摘発実績では、覚醒剤が入国旅客の体内又は周辺に隠匿されていた事例も数多くあり、こうした隠匿に対応するため、ラジオ波を利用して覚醒剤を探知する検査機器の実用化に向けた調査研究を行っており、早期の実配備を目指します。

(2) 業務のデジタル化

先端技術を活用していく環境整備として、可能な限り業務のデジタル化を図っていく必要もあります。

例えば、国際郵便物に関しては、事前電子情報の入手・活用がされており、順次対象国・地域が拡大されています。また、航空機旅客に係る携帯品申告についても、Eゲートの活用によりデジタル化が進められています。

今後、先端技術の活用にあたっては、業務のデジタル化を進めるとともに、これらのデータの活用を検討していきます。

(3) 検討体制の整備及び人材の育成・確保

① 今後、税関業務を効果的かつ効率的に行っていくためには、AI 等先端技術を積極的に活用していく必要があります。そのために、AI 等先端技術の活用に向け、関税局・税関職員に加え外部専門家も参加する「税関 AI 等先端技術導入推進会議」（仮称）を創設し、関税局・税関が一体となって検討を進めていきます。

② また、外部専門人材の雇用や民間の技術・サービスの利用等の検討を進めるとともに、税関官署毎の特性に応じた対応が必要となるケースも想定されるため、税関自らの発意による民間の技術・サービスとの融合やカスタマイズも視野に入れ、体制整備を行っていきます。

²⁸ 「NQR (Nuclear Quadrupole Resonance 核四極共鳴) 装置」とは、ラジオ波を照射し、共鳴して反射した電波を測定する装置。

- ③ AI 等先端技術を理解し、使いこなしていくために必要なデータサイエンス分野に明るい人材を育成するため、全職員に対して、必要な知識の習得をさせるとともに、業務上 AI 等先端技術やデータサイエンス等の知識を必要とする一部の職員に実務的な専門知識を習得させるための研修等を実施していきます。また、併せて、先端技術に係る知識について素養のある人材を積極的に採用していくとともに、先端技術の導入や業務のシステム化に際して、業務とシステムとの橋渡しができるような人材を確保していきます。

～ 我が国の未来のために ～

- (1) 国際貿易を取り巻く情勢は刻々と変化しており、様々な環境変化が予想される中、税関行政の中長期ビジョン(将来像)として「スマート税関構想 2020」を取りまとめました。

現在、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行している中であって、関税局・税関は、救援物資やライフラインを確保するための物品の優先的な通関に加え、輸出入者にとって利便性の高い税関官署での輸出入申告、原本の提出を必要とする書面の電磁的記録での提出、押印を必要とする提出書類に対する押印の省略等、関係者を支援するために弾力的な対応を行っています。

また、税関の業務継続という観点からは、これまでも随時見直しを行ってきた BCP に加え、新型コロナウイルス感染症に対し必要な対策も速やかに講じてきたところです。

しかし、今回の感染症流行は、世界全体の経済活動のみならず生活行動にまで大きな影響を与えており、感染症流行が終息した後、モノ、ヒト、カネの流れだけでなく、人々の行動、働き方に対する考え方等にも大きな変化が生じることも予想されます。

今後は、対面でのやりとりが中心である税関相談等の業務方法、働きやすい環境を整備するという観点から導入してきたフレックスタイム制やテレワーク等の活用方法について再考するなど、新型コロナウイルス感染症流行による経済社会の構造的変化を見据えた新たな視点から、業務の高度化・効率化、更なる利便性の向上について取り組んでいくことが必要になると考えられます。

このような新たな視点に十分留意しつつ、これからも、関税局・税関は、国民、納税者、更には未来世代の視点に立って、不断の検討を行っていきます。

- (2) また、将来的に、先端技術の活用により税関業務が高度化・効率化していく中で、職員による「現物チェック業務」(貨物の現物確認を要する業務)や「事後チェック業務」(貿易関係事業者への立入調査を行う業務)等の重要性は変わらないものの、先端技術を使いこなすことにより、これらの業務負担を軽減しつつ、ワークライフバランスも踏まえた業務運営方法の企画・立案や先端技術活用の適切な計画・維持・管理が重要になっていくと考えられます。このため、税関業務の高度化・効率化を進めていく中で、そのような業務に注力していくことができるよう必要な人的リソースの育成を検討していきます。

- (3) さらに、将来における環境変化に対応していくためには、関税局・税関の職

員一人ひとりが自らアイデアを出し、業務改善を考え、将来像について考えていく文化を醸成していくことが重要であると考えています。このため、「スマート税関構想 2020」に掲げた各種施策へ取り組むにあたり、以下の組織的なマインド“3つのI”を持ちつつ、取り組んでいきます。

① Innovative（イノベティブ：革新性）

- ・ 全ての職員がAI等の先端技術に対するリテラシーを持ち、データや情報（インテリジェンス）の活用に創意工夫を発揮することで、AI等の先端技術を使いこなし、業務の高度化・効率化を目指します。
- ・ 職員一人ひとりが常にイノベティブなマインドを持って、日々の業務に取り組んでいけるような組織文化を醸成します。

② Inclusive（インクルーシブ：包括性）

- ・ 環境変化に柔軟に対応するため、世代や性別等を問わず、職員一人ひとりが「人間力」を向上させつつ、それぞれの能力を最大限発揮できる環境を作るとともに、輸出入者等の貿易関係事業者のほか、多様な主体と協働して様々な課題解決に取り組みます。

③ International（インターナショナル：国際性）

- ・ 税関は、外国との玄関口となる機関でもあることから、世界と繋がっているという意識に加え、国際情勢への目配りや技術協力による技術伝授のみならず、世界の税関当局から虚心坦懐に学び、世界最先端の税関を目指します。

(4) 以上、スマート税関構想の実現に向けて各種の施策に着実に取り組み、必要な運用面・制度面における見直しも行っていきます。そして、社会の安全・安心に配慮しつつ、モノ、ヒト、カネの流れを更に迅速化しストレスフリーなものとしていけば、新たな素材や製品等の様々なモノが、そして異業種や異文化の様々なヒトが、これまで以上に広く深く交流することが可能となります。そのような環境においては、新たな産業や価値観が創造され、活力ある経済と多様性を有する豊かな社会が実現するものと考えます。

私たち関税局・税関は、一層安全で豊かな社会を実現させ、国民一人ひとりの幸せな未来を守るよう努めてまいります。